

令和3年度 第12回香取市農業委員会総会議事録

令和4年3月4日

3月4日（金）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁7階全員協議会室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第8 報告第3号 軽微な農地改良の届出について
日程第9 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は17名で、その氏名は下記のとおり

1番	林	浩	2番	平	川	君	子			
3番	石	橋	清	勝	4番	鈴	木	清		
6番	遠	藤	宏	7番	寺	島	美	幸		
8番	片	野	壽	夫	9番	海	老	澤	武	
10番	富	澤	克	彦	11番	飯	森	孝		
12番	高	松	多	可	史	13番	鵜	澤	幹	司
14番	菅	谷	樹	雄	15番	林	藤	江		
17番	大	堀	潔	18番	栗	林	利	男		
19番	伊	藤	寛							

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長	椎	名	正	志	管理班長	石	毛	明	子	
農地班長	滑	川	典	文	主	査	玉	造	浩	之
主	査	高	橋	亮	太	郎				

開会 午後 3時00分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、17名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、令和3年度第12回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、1番 林 浩委員、17番 大堀 潔委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第9 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和4年3月4日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、1ページから3ページで、整理番号は1番から4番です。

整理番号1番、2番は、耕作の利便を図り、農業経営の合理化のため、それぞれ贈与することにより、自作地に近くなるため所有権移転をするものです。

整理番号3番は、親子間による使用貸借権の設定です。

整理番号4番は、譲渡人が相続財産処分のため、贈与により所有権移転をするものです。

以上、4件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 高松多可史委員。

1 2番高松委員 去る、2月24日（木曜日）午後1時30分より市役所301会議室において、第5班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は、4件であります。

案件については、書類および写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番について、6番 遠藤 宏委員。

6番遠藤委員 整理番号1番および2番について、関連がありますので一括して現地調査等を行った結果を説明いたします。

また、熱田推進委員には電話等で連絡いたしました。

この申請は、耕作の利便性の向上により、農業経営の合理化が図られることから、お互いに贈与による所有権移転するものです。

知人間の贈与であり、お互いに所有権移転することにより、耕作の利便性が図られるため、

今後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番について、7番 寺島美幸委員。

7番寺島委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給するため、子に使用貸借権の設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号4番について、18番 栗林利男委員。

18番栗林委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続で取得したものの農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり、兄である譲受人と贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

兄妹間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下

記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和4年3月4日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、4ページで、整理番号は1番から2番です。

整理番号1番、転用目的は、長屋住宅用地です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の農地で、第2種農地に推定されます。

整理番号2番、転用目的は、専用住宅用地です。

申請地の農地区分は、第1種農地、不許可例外事由Iに推定されます。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 高松多可史委員。

1 2番高松委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は、2件であります。

書類等で審査した結果、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、8番 片野壽夫委員。

8番片野委員 整理番号1番について、五喜田推進と現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所ですが、〇〇〇〇線を〇〇方面に向かいまして〇〇kmほど行きますと、左手に〇〇〇という〇〇〇があります。その前を斜め左手に入りまして、〇mほど行った〇手が現地になります。

本件は、申請人は申請地の隣接地に住んでおり、小規模な農地である申請地を有効活用するため、需要が見込める長屋住宅を建築するものです。

申請地では、埋立等はいりません。

排水については、雨水は敷地内で浸透処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、道路

側溝へ放流します。

また、隣接する農地とは高低差もないため、土砂等流出の恐れはありません。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番について、11番 飯森 孝委員。

1 1番飯森委員 整理番号2番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇から北へ約〇〇m位行くと、〇〇〇〇〇がありますがその前を左折し〇mほど行った先の〇側になります。

本件は、譲受人は現在アパートで暮らしていますが、香取市内に単身で暮らしている親の面倒を近くで看るため、申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では、埋立て等はいりません。

排水は、雨水は敷地内で浸透処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流します。

また、隣接する農地はありません。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。令和4年3月4日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、5ページから6ページで、整理番号は1番から6番です。

整理番号1番、転用目的は、資材置場用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地に推定されます。

整理番号2番、6番、転用目的は、太陽光発電施設用地で、権利の内容は、2番は地上権設定、6番は所有権移転です。

申請地の農地区分は、いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地に推定されます。

整理番号3番、4番は、関連案件で、転用目的は3番は専用住宅用地、4番はその住宅への進入路用地です。権利の内容は、いずれも使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は、第1種農地、不許可例外事由Iに推定されます。

整理番号5番、転用目的は駐車場用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地に推定されます。

以上、6件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 高松多可史委員。

1 2番高松委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は、6件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

なお、6ページの整理番号4番は関連案件ですので、一括して説明いたします。

場所は、○○○○○○○○線を○○方面へ向かって、○○○○○○を過ぎ、○○○○○○の信号を右折、○○○○○○の手前を右折し○○m先○側になります。

本件は、譲受人は、現在、住所は実家のままアパートに居住していますが、子供が生まれ手狭となるため、実家の隣接地である申請地に専用住宅を建築し、また、住宅用の進入路を設けるものです。

申請地では、埋立て等はいりません。

排水については、雨水は敷地内で浸透処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、蒸発拡散システムにより敷地内にて処理します。

また、隣接する農地とは高低差がないため、土砂等流出の恐れはありません。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号5番について、8番 片野壽夫委員。

8番片野委員 整理番号5番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

まず、場所ですが○○○○線を○○方面へ向かいまして、○○kmほど行きますと右手に○○○という○○○○○○○○があります。その○○○○○○の裏手になります。

本件は、譲受人は○○○○○○に所在する○○○の○○事業などを営む法人で、現在市内で○○○○○○○○を○○し販売しておりますが、需要がふえているため、この○○○○○○の隣接地である申請地に○○○○○○○○および○○○○○○○○などの駐車場を設けるものです。

申請地では、埋立て等はいりません。

排水は、雨水のみで敷地内で浸透処理し、隣接する農地とは高低差がないため土砂等流出の恐れはありません。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号6番については、私の案件であるので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読させていただきます。

整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、○○○○○○○○○○より○○○○○○線を○○○方面へ向かいまして、○○○○の○○手前を左折し○○mほど入った所にあります。

本件は、譲受人は○○○○○○○に所在する○○○○○事業などを営む法人ですが、小規模な農地のまとまりである申請地を有効活用し、安定収入を得るため○○○○○○○を設置するものです。

申請地では、埋立て等はいりません。

排水は、雨水のみで敷地内にて自然浸透処理となり、隣接する農地とは高低差がないため、土砂等流出の恐れはありません。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

令和4年3月4日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは7ページから64ページで、整理番号は1番から140番です。

議案内容の概要については、付属資料のとおりです。

以上140件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第4号 整理番号56番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号56番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号56番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第4号 整理番号123番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○ ○委員の退場を求めます。

(○番 ○ ○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号123番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号123番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○ ○委員の入場を許可します。

(○番 ○ ○委員 入場・着席)

議 長 議案第4号 整理番号56番、123番を除く138件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号56番、123番を除く138件について、原案のとおり決定することに、
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号56番、123番を除く138件について、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和4年3月4日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは65ページから85ページで、整理番号は1番から27番です。

議案内容の概要については、付属資料のとおりです。

以上、27件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第5号 整理番号23番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号23番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号23番について、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第5号 整理番号23番を除く26件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号23番を除く26件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号23番を除く26件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 報告第1号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和4年3月4日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、3件です。

◎日程第7 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。令和4年3月4日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、44件です。

◎日程第8 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。令和4年3月4日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は、1件であります。

◎日程第9 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。令和4年3月4日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は、6件です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に對
しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時40分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人